

## 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観施策の経緯

### 1 美観形成要綱による景観誘導

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進めて、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成7年9月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（以下「美観形成要綱」）を制定して形態意匠の基準を定め、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできた。

その後、原爆ドームに隣接した街区での高層マンション建設を契機とした景観意識の高まりや、被爆60周年を機に平成18年3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」としたことを踏まえ、平成18年11月に、更なる景観誘導の充実を図るため美観形成要綱を改正し、建築物等の高さ制限を設けた。

平成20年には、景観誘導の実効性を高めるため、景観審議会での審議を経て、景観法に基づく「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区景観計画（素案）」を作成して地元説明を行ったが、法的位置付けのある高さ制限への理解が得られず、平成21年7月には、議会において当該景観計画（素案）の白紙撤回を求める請願が採択された。

このことを踏まえ、高さ制限については、平成22年12月に景観計画から一旦除外し、当面、美観形成要綱で対応し、全市民的な議論を深めるなど、丁寧なプロセスを経ながら、地元理解の状況も踏まえ検討していくこととした。

### 2 景観計画による景観誘導

#### (1) 広島市景観計画の策定

平成24年2月以降、原爆ドーム及び平和記念公園周辺での法的位置付けのある高さ制限の導入も視野に、様々なテーマで毎年景観シンポジウムを開催し、建物の形態や色彩、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民・事業者・行政による議論を深めてきた。

こうした取組の中で、平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義、景観を議論するときの視点場の大切さなど多くのことを学び、これらを踏まえた上で、平成26年7月、景観形成の方針やルールなどを示した広島市景観計画を策定した。

広島市景観計画では、景観に関する基本的な方針や、形態・色彩の具体的な基準を定めており、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観計画重点地区として、特に厳しい基準を設けている。

なお、高さ制限については、美観形成要綱を引き継いだ「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」により建築物等の高さの基準を設けて、良好な景観の形成に取り組んできた。

#### (2) 原爆ドームを望む眺望景観に係る取組

平成29年1月、世界遺産原爆ドームを望む眺望景観のあり方をテーマに景観シンポジウムを開催し、各都市における眺望景観の保全の取組や個人の財産権と公共の福祉とのバランスの必要性などについて議論を深めるとともに、同年3月には、被爆70周年記念事業として、市民投票等により選定した広島らしい眺望景観を広く発信するためのパンフレット「Viewtiful(ビューティフル)!ひろしま」を作成し、その中で原爆ドームを望む眺望景観が多くの市民から高い評価を得ていることも確認できた。

また、平成28年5月の米国大統領訪問などにより、この眺望景観が全世界に発信され、これを未来永劫に大切に必要性が国内外の多くの人々に改めて認識された。

### 3 南北軸線上の眺望景観の保全・形成、法的位置付けの付与

#### (1) 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」の策定

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の重要性を踏まえ、この眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する必要があると考えた。その具体的な検討に際しては、まずは当該眺望景観のあり方について、市民・事業者・行政で広く共通認識を深める必要があることから、平成29年3月の広島市景観審議会への諮問等を経て、平成31年1月に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」（以下「あり方」）を策定した。

「あり方」では、「視点場」、「原爆ドームの背景として大切にすべき範囲」及び「目指すべき姿」を「南北軸線上の眺望景観」に関して設定し、この範囲内においては、建物などが何も見えない環境を目指すこととした。



南北軸線上の眺望景観の現況写真



目指すべき姿  
(原爆ドームの背景に建築物等が何も見えない姿。  
植栽により一部の建築物等を遮蔽したもの。)

この「目指すべき姿」を実現するための取組として、視点場からの距離に応じた高さ制限を導入することとし、強制力を持った法的位置付けを付与することとした。具体的な高さ制限については、平和記念公園内の植栽計画を検討した上で、原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲と、植栽による遮蔽効果が見込める範囲のそれぞれについて高さの基準を設定することとした。

#### (2) 「南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」の策定

令和元年6月の広島市景観審議会への諮問等を経て、令和2年9月に策定した「南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」（以下「具体的方策」）では、高さの最高限度、高さを制限する範囲の幅や奥行き等を設定するとともに、規制手法は、「都市計画法」、「景観計画」及び「屋外広告物条例」によることとした。また、原爆ドームの背景となる阿武山の取扱いについては、阿武山山頂付近が原爆ドームの左側直近部の背景となるため、原爆ドームの背景に見えるものは建設・設置しないことを基本とした。

#### (3) 広島市景観計画の改定等

「あり方」や「具体的方策」に基づき、景観計画の改定案等を取りまとめ、令和4年1月4日に、「広島市景観計画の改定」、「高度地区の決定による高さ制限の導入」及び「阿武山の屋外広告物禁止地域への指定」を施行し、運用を開始している。

### 4 その他の眺望景観（南北軸線以外の眺望景観）について

前記の「あり方」において、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のうち、南北軸線上の眺望景観以外については、望ましい景観の方向性について市民や関係者などとの共通認識が十分に持てていないのが現状であることから、共通認識を十分に醸成した上で、今後の景観誘導策のあり方を検討することとしている。